

鳥取県告示第 469 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社 N・M・S	米子市米原九丁目 7-30	すいれんケアサービス	米子市米原九丁目 7-30	居宅介護、重度訪問介護	平成19年2月23日及び同年5月1日